

# 大阪市立都島中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「個性豊かで心身ともに健康で明朗な生徒」「自主的に行動・努力し、協力と責任を果たす生徒」「正義と平和を愛する生徒」の育成のために「大阪市立都島中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①規範意識の育成や基本的な生活習慣の確立に取り組み、自己指導能力を高める。
- ②学年・分掌が横断的に連携し、一貫した指導体制の確立を図り、未然防止・早期発見に努める。
- ③地域や近隣の小学校・中学校と連携した生活指導の実施

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①習熟度別少人数学習などの学習形態を活用して、個に応じた指導を実施し、学習の効果を高めるとともに、「自己肯定感の向上」に努める。
- ②教員が他の教員の授業を参観できる機会を多くとり、わかる授業づくりなど授業研修する機会を増やす。
- ③教職員同士が、生徒の実態や指導方法、評価規準等の共通理解を図り、生徒の頑張りが適切に評価できるよう打ち合わせを綿密に行う。
- ④基本的な生活習慣を確立するために、月目標や重点指導期間を掲げ、指導にあたる。

- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ①部活動の活性化を図り、部活動に楽しく参加し、一人ひとり人が活躍できる場を設定する。
  - ②人権教育の年間計画に沿って取り組み、個々の生徒が「ちがい」を認め合い、支えあう仲間づくりをすすめる。
  - ③自己理解と進路への関心を高め、進路を計画することの重要性を理解させる。
  - ④自分の生き方や進路について具体的に情報を収集し、決定できるよう、体験的な学習内容、方法を取り入れる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳の時間だけでなく、日々の学校生活の中で、自分や友達を大切にするように指導を進める。
- ②いじめの定義を教職員で共通理解するとともに、様々な機会を通じていじめの当事者だけでなく、周りの人間（傍観者）がどうあるべきかを考えさせ、その中で生徒自身がいじめを自分の問題として受け止め、自分でできることを主体的に考え、行動できるような働きかけを行う。
- ③毎年実施している、外部機関を活用した情報モラル教育を今後も継続的に行う。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ①【早期発見】

日々の教職員同士の情報交換を活発にし、ささいな変化や気づいた情報を確実に共有する。また、内容によっては生活指導部や管理職に報告するとともに、関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

##### ②【全体での情報の共有】

毎週1回の反省会を通して、生徒の実態や問題行動を確実に把握・記録・共有し、問題があった際には、組織的に対応する。

##### ③【早期対応】

いじめアンケートや学校アンケートを活用し、潜在的な問題をさぐるとともに、結果から見えた諸問題・課題については速やかに対応し、解決を図っていく。

##### ④【外部機関との連携】

スクールカウンセラーを活用し、生徒に周知するとともに、いじめ等の相談できる窓口の一つとする。また、子ども相談センターにおいて、教育相談ができる旨を保護者に周知すると共に、いじめ等諸問題が生じたときに連携できるようにする。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①部会・学年会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有する。常に「いじめでは」との疑いをもって、複数の教職員での確認に関わる。いじめとして事実確認できれば、特定の職員で抱え込みず、組織として対応するとともに、結果を速やかに教育委員会へ報告する。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報も適切に提供する。
- ②加害生徒に対しては必要な指導を毅然とした態度で行うが、その指導はプライバシーや教育的な配慮の上で行う。十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。
- ③被害生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することも考慮し、安全の確保、プライバシーを守るとともに、保護者との連携の上でケアを行う。
- ④被害生徒に対しては本人にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤普段の教育活動の中に情報モラル教育を位置づける。ネット上のいじめなど、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、教育委員会と相談をしながら対応を考える。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### 対応する組織

生活指導部会

#### <構成メンバー>

管理職 生活指導部長 各学年主任（教務主任を含む） 養護教諭

※必要（事案）に応じてメンバーを追加する。

#### <役割/活動内容>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。録・共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急部会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・月1回の定例部会、年度初/末の生活指導研修会 事案発生時、緊急部会を開催

## 【年間計画】

### 〈調査等〉

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（6月・11月・2月） |
| ② 保護者対象学校アンケート調査 | 年2回（7月・12月）    |
| ③ 生徒対象学校アンケート調査  | 年2回（7月・12月）    |

### 〈研修会（年間計画に位置づけたもの）〉

- ・人権教育実践研修会（5月・2月）
- ・生活指導研修会（4月・3月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校協議会において、基本方針を提示・説明し、地域や保護者の理解を得るよう努める。
- ②学校HP、学校だよりなどの機会や案内を通して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設ける。
- ④学校運営協議会を活用する。

### (3) 取組内容の検証

- ①PDCAサイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- ②「運営に関する計画」の中で挙げられている、学力の向上、道徳心・社会性の育成に関する取組を進め、取組の進捗状況を中間で評価、年度末に最終評価をし、学校協議会に提示する。学校協議会において取り組み内容を検証する。
- ③検証して明らかになった課題については、取組内容・方法等を見直し、その課題に適応した取組を進める。取組を進める上で、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上は欠かせないため、教育センター等の研修を活用し、校内での指導に生かす。

## 7. 重大事案への対処

### ① 学校の対応について

- ・事案の調査組織は、特別部会を設置し、事実関係を明確にする。  
特別部会のメンバーは、管理職、教務主任、生活指導部長、当該学年とする。  
(問題によっては、管理職の判断で人権教育主担等が構成メンバーに入る。また、調査の公平性・中立性確保するために、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
  - ・対外部（報道機関等）対内部（市長・大阪市教育委員会）の対応を管理職に一本化する。
- ② ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

また、①の調査に対してさらに調査が必要と市長及び教育委員会が判断した場合、再調査、を行うとともに、再調査の結果を踏まえて措置を講じる。

- ③ ①の調査に関わって得られた情報は、被害生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

